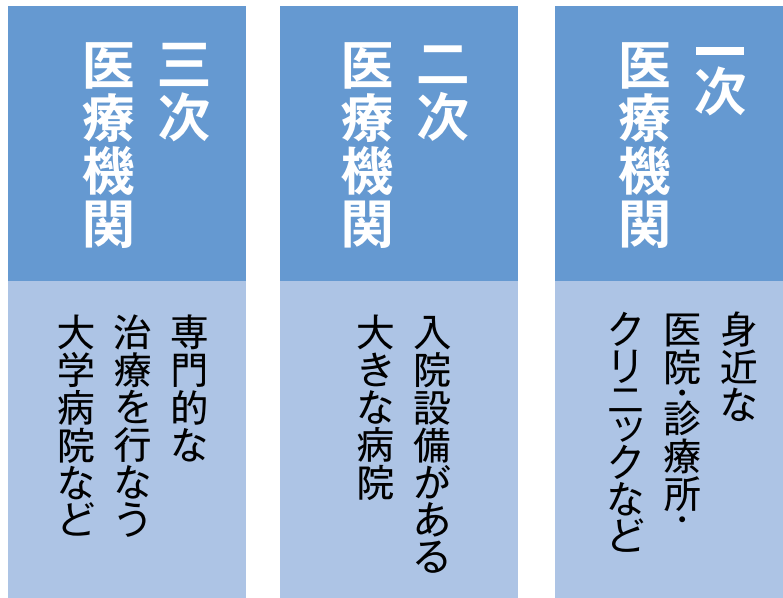


医療機関の分類と役割



医療機関のかかり方

わが国は、「いつでも、どこでも、誰もが」高度な医療を受けられる国民皆保険制度を採用しています。しかし、この制度を支えてきた医療機関は現在、医師不足などによって厳しい状況に立たされています。

その原因の一つは、患者さんが大きな病院に集中してしまうことです。そのため、大きな病院は常に混雑していて、充

分な診療時間がとれず、勤務医も荷重な負担を強いられています。

怪我や病気の時は、まず、身近な医院・診療所・クリニックを受診するように心掛けていただければ、大きな病院の混雑が緩和されます。

これ以上の医療崩壊の危機を食い止めるためにも、県民の皆さんの医療機関とその役割に対するご理解をお願いします。

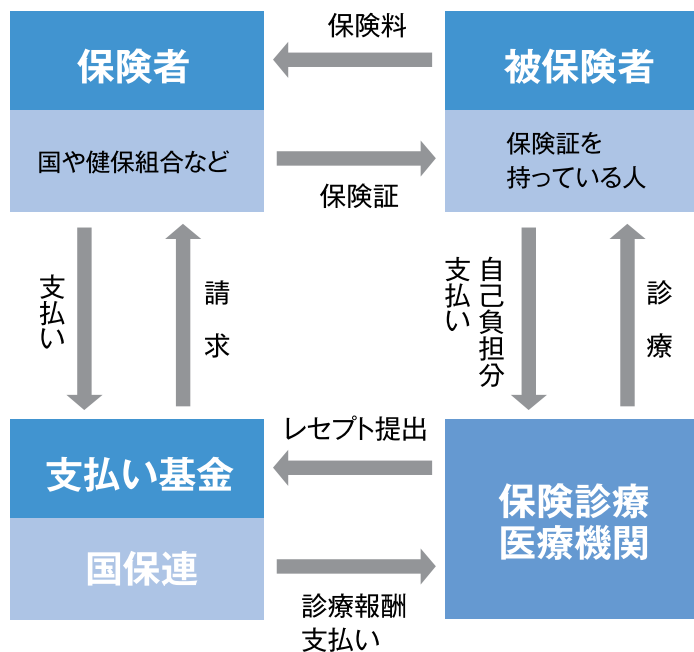


軽い怪我や病気は、
まず、一次医療機関を
受診してください。

必要な時には、一次医療機関の
医師（かかりつけ医）が、
専門医のいる二次・三次
医療機関を紹介します。



保険診療のしくみ



保険診療医療機関が提出するレセプト(診療報酬明細書)は、治療内容に応じ点数制になっています。

医療機関を受診する時は「健康保険証」を忘れずに！

患者さんは、初診時あるいは必要に応じて医療機関の窓口で「健康保険証」を提示してください。提示がないと保険が適用されず、診療費の全額を自己負担していただくことになりますので、くれぐれもご注意ください。



急病の時でも相談できる「かかりつけ医」を持ちましょう！

怪我や病気には「程度」がありますが、急に起きた患者さんには「程度」がわからず、慌てて大きな病院に駆け込んだり、救急車を呼んだりしてしまいます。身近に「かかりつけ医」がいれば、急病の時でもそれ相応の対処をしてもらえるので安心です。特に乳幼児の場合は、二次医療機関が休診している夜間に異常が起きることが多く、若いお母さんがパニックになって、すぐ救急車を呼んだり、救急病院へ駆け込んだりしがちです。そんな時のために、千葉県医師会では、統計上で乳幼児の異常が起きやすい午後7時～午後10時の間(毎日)、「こども急病電話相談」事業を運営しています。乳幼児の急病時には、まず、この電話相談をご利用ください。

こども急病 電話相談

受診した方が良いのか、
様子を見ても大丈夫なのか、
看護師や小児科医が電話でアドバイスします。

フッシュ回線の固定電話・携帯電話からは、局番なしの

#8000

#8000は、綾子市及び旭市の一部(旧鹿岡町・旧海上町)の地域からはご利用いただけません。

●ダイヤル回線、#8000をご利用いただける地域からおかけの場合
☎043 (242) 9939

●相談日時は
毎日・夜間 午後7時～午後10時

お子さんの急な病気で心配なとき...

局番なしの #8000
または、
043 (242) 9939

看護師・小児科医が
電話で相談に
応じます。

実施: 千葉県 運営: 千葉県医師会